

子ども・子育て支援新制度に係る基準

幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の実施を予定しています。

この子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、施設や事業の整備及び運営に関する基準を国が定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定める必要があります。

- ① 家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- ③ 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準
- ④ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

条例を定めるにあたっては、法律の規定により、国の省令等で示された基準に従って定めるか（従うべき基準）、又は参酌して定める（参酌すべき基準）ことになります。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準 異なる内容を定めることは許容されないが、基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準 十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準「骨子」案

家庭的保育事業等は、市の認可事業（地域型保育事業）として新たに位置づけられる事業です。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、次の4類型に区分されます。

【地域型保育事業】

類 型	内 容
(1) 家庭的保育事業	利用定員が5名以下で、保育者の居宅その他様々なスペースで保育を行う。 家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。
(2) 小規模保育事業	利用定員が6名から19名で、保育を目的とした多様なスペースで保育を行う。比較的小規模で保育を実施。 3つの区分がある。 ・A型：保育所分園に近い類型（利用定員6名から19名） ・B型：AとCの中間的な類型（利用定員6名から19名） ・C型：家庭的保育に近い類型（利用定員6名から10名）
(3) 居宅訪問型保育	利用する保護者・子どもの居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施。
(4) 事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供。

【家庭的保育事業】

項 目		国の基準	区分	吉川市基準（案）
設置者からの暴力団排除		・規定なし		暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、暴力団排除に関する規定を設ける。
保育従事者		・家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） ・家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者）	従	国基準のとおり
職員数		・乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合 5人につき2人)	従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	・保育を行う専用の部屋 乳幼児 1人3.3㎡ (部屋自体は、9.9㎡以上が必要)	参	国基準のとおり
	屋外遊技場	・同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可） ・満2歳以上の幼児 1人3.3㎡以上		
給食	給食	・自園調理 (調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までに体制を整える前提の経過措置あり。	従	国基準のとおり
	設備	・調理設備		
	職員	・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		

耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に建築基準法の上乗せ規制はなし。 	参	乳幼児の避難安全性確保のため、保育室等の設置を原則1階とする。
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の設定が必要 (内容：保育内容の支援、卒園後の受皿) (施設：保育所、幼稚園、認定こども園) ※連携施設の確保・設定が困難であり、さらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。(経過措置) 	従	国基準のとおり
嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能） 	従	国基準のとおり

【小規模保育事業A型】

項 目		国の基準		区分	吉川市基準（案）
設置者からの暴力団排除		・規定なし			暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、暴力団排除に関する規定を設ける。
保育従事者		・保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる		従	国基準のとおり
職員数		・乳児 おおむね3人につき1人 ・1～2歳児 おおむね6人につき1人 (上記により算定した職員数に1人追加配置する。)		従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	0・1歳児	・乳児室又はほふく室 1人3.3㎡	参	国基準のとおり
		2歳児	・保育室又は遊戯室 1人1.98㎡		
	屋外遊技場	・同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭 (付近の代替地可) ・満2歳以上の幼児 1人3.3㎡以上			
給食	給食	・自園調理 (調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までに体制を整える前提の経過措置あり。		従	国基準のとおり
	設備	・調理設備			
	職員	・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。			

耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法による規制に上乗せあり ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物） 追加的事項 ・ 消火器等の消火器具 ・ 非常警報器具 ・ 2階以上の保育室等設置の場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 	参	乳幼児の避難安全性確保のため、保育室等の設置を原則1階とする。
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設の設定が必要 （内容：保育内容の支援、卒園後の受皿） （施設：保育所、幼稚園、認定こども園） ※連携施設の確保・設定が困難であり、さらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。（経過措置） 	従	国基準のとおり
嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能） 	従	国基準のとおり

【小規模保育事業B型】

項 目		国の基準		区分	吉川市基準（案）
設置者からの暴力団排除		・規定なし			暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、暴力団排除に関する規定を設ける。
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる		従	国基準のとおり
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人につき1人 ・1～2歳児 おおむね6人につき1人 （上記により算定した職員数に1人追加配置する。）		従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	0・1歳児	・乳児室又はほふく室 1人3.3㎡	参	国基準のとおり
		2歳児	・保育室又は遊戯室 1人1.98㎡		
	屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可） ・満2歳以上の幼児 1人3.3㎡以上 			
給食	給食	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 （調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。） ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までに体制を整える前提の経過措置あり。		従	国基準のとおり
	設備	・調理設備			

	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員 <p>※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。</p>		
耐火基準		<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による規制に上乘せあり <p>※保育所に準じた上乘せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物）</p> <p>追加的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器等の消火器具 ・非常警報器具 ・2階以上の保育室等設置の場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 	参	乳幼児の避難安全性確保のため、保育室等の設置を原則1階とする。
連携施設		<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の設定が必要 <p>（内容：保育内容の支援、卒園後の受皿）</p> <p>（施設：保育所、幼稚園、認定こども園）</p> <p>※連携施設の確保・設定が困難であり、さらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。（経過措置）</p>	従	国基準のとおり
嘱託医		<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能） 	従	国基準のとおり

【小規模保育事業C型】

項 目		国の基準		区分	吉川市基準（案）
設置者からの暴力団排除		・規定なし			暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、暴力団排除に関する規定を設ける。
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） ・家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者） 		従	国基準のとおり
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合 5人につき2人) 		従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	0・1歳児	・乳児室又はほふく室 1人3.3㎡	参	国基準のとおり
		2歳児	・保育室又は遊戯室 1人3.3㎡		
	屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭 (付近の代替地可) ・満2歳以上の幼児 1人3.3㎡以上 			
給食	給食	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 (調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までに体制を整える前提の経過措置あり。 		従	国基準のとおり
	設備	・調理設備			
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 			

耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法による規制に上乗せあり ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物） 追加的事項 ・ 消火器等の消火器具 ・ 非常警報器具 ・ 2階以上の保育室等設置の場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 	参	乳幼児の避難安全性確保のため、保育室等の設置を原則1階とする。
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設の設定が必要 （内容：保育内容の支援、卒園後の受皿） （施設：保育所、幼稚園、認定こども園） ※連携施設の確保・設定が困難であり、さらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。（経過措置） 	従	国基準のとおり
嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能） 	従	国基準のとおり

【居宅訪問型保育事業】

項 目	国の基準	区分	吉川市基準（案）
設置者からの暴力団排除	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 		暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、暴力団排除に関する規定を設ける。
提供する保育	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる保育を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められ乳幼児に対す保育 ②教育・保施設、地域型事業者が利用定員の減少・確認辞退をする際、便宜提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法第24条第5項に規定する措置対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児保護者が夜間及び深の勤務に従事する場合へ対応等、必要性が高いと市が認める乳幼児に対す保育 ⑤離島その他地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事確が困難であると市が認めるものにおいて行う保育 	従	国基準のとおり
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） 	従	国基準のとおり
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 1人につき1人 	従	国基準のとおり
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の設定は一律には求めない ※障害、疾病等のある子どもの個別ケアを行う場合、それに関するバックアップ等の形で必ず設定を求めていく。 	従	国基準のとおり

【事業所内保育事業（利用定員20人以上）】

項 目		国の基準		区分	吉川市基準（案）
設置者からの暴力団排除		・規定なし			暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、暴力団排除に関する規定を設ける。
保育従事者		・保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる		従	国基準のとおり
職員数		・乳児 おおむね3人につき1人 ・1～2歳児 おおむね6人につき1人 ※常時、2人以上配置する。		従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	0・1歳児	・乳児室 1人1.65㎡ ・ほふく室 1人3.3㎡	参	国基準のとおり
		2歳児	・保育室又は遊戯室 1人1.98㎡		
	屋外遊技場		・同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可） ・満2歳以上の幼児 1人3.3㎡以上		
給食	給食	・自園調理 （調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。） ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までに体制を整える前提の経過措置あり。		従	国基準のとおり
	設備	・調理室			
	職員	・調理員			

		※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法による規制に上乗せあり ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物） 追加的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器等の消火器具 ・ 非常警報器具 ・ 2階以上の保育室等設置の場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 	参	乳幼児の避難安全性確保のため、保育室等の設置を原則1階とする。
連携施設		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設の設定が必要 (内容：卒園後の受皿) (施設：保育所、幼稚園、認定こども園) ※連携施設の確保・設定が困難であり、さらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。(経過措置) 	従	国基準のとおり
嘱託医		<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能） 	従	国基準のとおり

【事業所内保育事業（利用定員19人以下）】

項 目		国の基準		区分	吉川市基準（案）
設置者からの暴力団排除		・規定なし			暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、暴力団排除に関する規定を設ける。
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる		従	国基準のとおり
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人につき1人 ・1～2歳児 おおむね6人につき1人 （上記により算定した職員数に1人追加配置する。）		従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	0・1歳児	・乳児室又はほふく室 1人3.3㎡	参	国基準のとおり
		2歳児	・保育室又は遊戯室 1人1.98㎡		
	屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可） ・満2歳以上の幼児 1人3.3㎡以上 			
給食	給食	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 （調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。） ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までに体制を整える前提の経過措置あり。		従	国基準のとおり
	設備	・調理設備			

	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員 <p>※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。</p>		
耐火基準		<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による規制に上乗せあり <p>※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物）</p> <p>追加的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器等の消火器具 ・非常警報器具 ・2階以上の保育室等設置の場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 	参	乳幼児の避難安全性確保のため、保育室等の設置を原則1階とする。
連携施設		<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の設定が必要 <p>（内容：卒園後の受皿）</p> <p>（施設：保育所、幼稚園、認定こども園）</p> <p>※連携施設の確保・設定が困難であり、さらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。（経過措置）</p>	従	国基準のとおり
嘱託医		<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能） 	従	国基準のとおり

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準「骨子」案

「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、給付の対象となることを確認し、給付費を支払います。

確認を受ける施設・事業者は、学校教育、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと、子ども・子育て支援法に基づき市が条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を満たすことの2点が求められます。

【利用定員に関する基準】

項目	国の基準	区分	吉川市基準（案）
利用定員	<特定教育・保育施設>	従	国基準のとおり
	認定こども園 20人以上を利用定員とし、下記の区分ごとに定員を定める。 ・3～5歳（1号認定） ・保育を必要とする3～5歳（2号認定） ・保育を必要とする0歳（3号認定） ・保育を必要とする1，2歳（3号認定）		
	幼稚園 3～5歳（1号認定）		
	保育所 20人以上を利用定員とし、下記の区分ごとに定員を定める。 ・保育を必要とする3～5歳（2号認定） ・保育を必要とする0歳（3号認定） ・保育を必要とする1，2歳（3号認定）		
	<特定地域型保育事業> 下記を利用定員とし、保育を必要とする3歳未満の子ども（3号認定）は、0歳と1，2歳とに区分		

	して利用定員を定める。		
	家庭的保育事業	1人以上5人以下	
	小規模保育事業A型、B型	6人以上19人以下	
	小規模保育事業C型	6人以上10人以下	
	居宅訪問型保育事業	1人	
定員の遵守	年度中の需要増大への対応、便宜の提供への対応、災害、虐待その他やむを得ない場合を除き、利用定員を超えてはならない。		参 国基準のとおり

【運営に関する基準】

項目	国の基準	区分	吉川市基準(案)
内容及び手続の説明及び同意	教育・保育の提供開始に際して、保護者に重要事項を記載した文書によって事前説明を行い、同意を得なければならない。 (事前説明をする事項・・・保護者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等))	従	国基準のとおり
	保護者から申出があった際は、文書を電子ファイルに代えて交付することができる。	参	国基準のとおり
応諾義務	正当な理由なく申込を拒んではならない。	従	国基準のとおり
定員を上回る場合の選考	利用定員を超える申込があった場合は認定区分により下記のとおり選考を行うこととし、選考方法についてはあらかじめ保護者に明示しなければならない。	従	国基準のとおり
	3～5歳(1号認定)		
	保育を必要とする0～5歳(2号認定、3号認定)	保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考を行う。	
	適切な教育・保育の提供が困難な場合は、他の施設、事業等を紹介する等の措置を講じなければならない。	参	国基準のとおり

あっせん、調整及び要請に対する協力	市が行う特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用についてのあっせん及び、施設、事業者への利用の要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国基準のとおり
支給認定の確認及び申請の援助	支給認定資格を支給認定証によって確かめるものとする。 支給認定を受けていない保護者から利用の申込があった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。また、支給認定の変更の申請が期間満了の30日前には行われるよう援助をしなければならない。	参	国基準のとおり

【教育・保育の提供に関する基準】

項 目	国の基準	区分	吉川市基準（案）
特定教育・保育の取扱方針	施設の区分ごとに以下の要領等に基づき、子どもの心身の状況に応じて適切に教育・保育を提供しなければならない <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園…幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・認定こども園、幼稚園…幼稚園教育要領 ・認定こども園、保育所…児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 ・特定地域型保育事業者…保育所保育指針 	従	国基準のとおり
子どもの状況把握と相談及び援助	子どもの心身、環境、他の特定教育施設の利用状況を把握に努め、必要に応じて相談、援助を行わなければならない。	参	国基準のとおり
子どもの適切な処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの国籍、信条、社会的身分、費用を負担するか否かによって差別してはならない。 ・子どもに虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ・懲戒に関し入所者の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 	従	国基準のとおり

利用者負担額の受領	<p>①保護者から利用者負担額の支払いを受ける。</p> <p>②法定代理受領を受けないとき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は保護者から特定教育・保育費用基準額の支払いを受ける。 ・特定地域型保育事業者は保護者から特定地域型保育費用基準額の支払いを受ける。 <p>③教育・保育の質の向上のために必要な費用と特定教育・保育費用基準額との差額の支払いを受けることができる。</p> <p>④提供する便宜に要する費用の支払いを受けることができる。</p>	従	国基準のとおり
	<p>上記支払いを受けた際は、領収証を交付しなければならない。</p> <p>③、④の支払いを受ける場合は、支払いを求める理由について書面によって説明し、同意を得なければならない。ただし、④費用の同意は文書によらなくてよい。</p> <p><便宜に要する費用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日用品、文房具等 ・行事の参加に要する費用 ・食事の提供に要する費用（保育を必要とする0～2歳の子どもの食事を除き、保育を必要とする3～5歳の子どものについては主食に係る費用に限る） ・通学の際に提供する便宜に要する費用 ・施設の利用に必要な費用のうち保護者に負担させることが適当であるもの 		
施設型給付費等の額に係る通知等	施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者にその額を通知しなければならない	参	国基準のとおり
支給認定保護者に関する市町村への通知	保護者が虚偽や不正行為によって教育・保育を受けている又は受けようとしていることを把握したときは、施設、事業者は市に通知しなければならない。	参	国基準のとおり
小学校との連携（特定教	教育・保育の提供終了後、小学校、又は他の特定教育・保育施設において提供される教育・保育に円		

育・保育施設のみ)	滑に移行できるよう、他の機関との密接な連携に努めなければならない。		
特定教育・保育施設等との連携（地域型保育事業のみ)	<p>必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、以下の事業の連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない（居宅訪問型保育事業を除く）</p> <p>①集団保育の体験（定員20人以上の事業所内保育事業を除く）</p> <p>②代替保育の提供（定員20人以上の事業所内保育事業を除く）</p> <p>③保育の終了後、保護者の希望に基づいて、連携施設で教育・保育を提供する</p> <p>※居宅訪問型保育事業は、障害、疾病等の状態に応じて予め連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を確保しなければならない</p>	従	国基準のとおり
	保育の提供終了後、他の特定教育・保育施設等において教育・保育を継続的に受けられるよう、連携施設、特定教育・保育施設等、子育て支援事業者との連携に努めなければならない。	参	国基準のとおり

【管理・運営に関する基準】

項目	国の基準	区分	吉川市基準（案）
運営規程	<p>以下の事項を定めなければならない。</p> <p>①施設の目的・運営の方針</p> <p>②提供する教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数、職務の内容</p> <p>④教育・保育を行う日及び時間、行わない日</p> <p>⑤利用者負担額、その他の費用の種類、支払いの理由と額</p> <p>⑥子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>⑦利用の開始・終了に関する事項、留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p>	参	国基準のとおり

	<p>⑩虐待防止のための措置</p> <p>⑪その他運営に関する重要事項</p>		
勤務体制の確保等	当該施設の職員によって適切な教育・保育を提供できるよう体制を定めなければならない。また、職員の資質向上のため、研修を実施しなければならない。	参	国基準のとおり
特定教育・保育、特定地域型保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価及びそれに基づく改善を図らなければならない。 学校関係者（保護者等）その他第三者による評価の受審に努めなければならない。 	参	国基準のとおり
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、退職後も業務上知り得た秘密を漏らさないよう措置を講じなければならない。 子どもに関する情報を、小学校、他の施設、子育て支援事業を行うその他の機関に対して提供してよいか、予め保護者の同意を得なければならない。 	従	国基準のとおり
苦情解決	<p>保護者からの苦情に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置し、苦情の内容等については記録しなければならない。</p> <p>また、苦情に関しての市の指導監督に協力し、改善を行わなければならない。</p>	参	国基準のとおり
緊急時の対応	子どもの体調に急変が生じた場合は、速やかに保護者、医療機関へ連絡をしなければならない。	参	国基準のとおり
事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の防止 <ul style="list-style-type: none"> ①事故発生防止のための指針を整備しなければならない。 ②事故が発生した場合、報告・改善を従業者に周知徹底する体制を整備しなければならない。 ③事故発生防止のための委員化及び研修を定期的に行わなければならない。 事故発生時の対応 <p>市、保護者に速やかな連絡、事故経過の記録、損害賠償を行わなければならない。</p> 	従	国基準のとおり
記録の整備	<p>以下の記録は5年間保存しなければならない。</p> <p>①教育・保育の計画</p>	参	国基準のとおり

	②教育・保育の提供に係る必要な事項の記録 ③市町村への通知 ④苦情の内容 ⑤事故の状況及び処置		
会計の区分	教育・保育とその他の事業の会計を区分しなければならない	参	国基準のとおり
地域との連携等	運営に当たって、地域住民、自発的な活動等との連携及び協力を努めなければならない。	参	国基準のとおり
利益供与等の禁止	教育・保育施設、子ども又はその家族を紹介することの対償として利益を収受してはならない。	参	国基準のとおり
誇大広告の禁止	虚偽、誇大な広告をしてはならない	参	国基準のとおり
掲示（特定教育・保育のみ）	特定教育・保育施設は、見やすい場所に保護者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	国基準のとおり

【特例地域型保育給付に関する基準】

項目	国の基準	区分	吉川市基準（案）
特別利用保育の基準	特定教育・保育施設（保育所に限る）が1号認定子どもに特別利用保育を提供する際の基準は以下のとおりとする。 ・県の条例で定める保育所の設備及び運営の基準を遵守しなければならない。 ・3～5歳の子ども（1、2号認定）の総数が保育所の利用定員を超えないようにする。 ・その他、特定教育・保育の規定を適用する。	従	国基準のとおり
特別利用教育の基準	特定教育・保育施設（幼稚園に限る）が2号認定子どもに特別利用教育を提供する際の基準は、以下とおりとする。 ・学校教育法に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る）を遵守しなければならない。	従	国基準のとおり

	<ul style="list-style-type: none"> ・3～5歳の子ども（1、2号認定）の総数が幼稚園の利用定員を超えないようにする。 ・その他、特定教育・保育の規定を適用する。 		
--	---	--	--

【特例地域型保育給付費に関する基準】

項目	国の基準	区分	吉川市基準（案）
特別利用地域型保育の基準	<p>特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに特別利用地域型保育を提供する際の基準は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の条例で定める設備及び運営の基準を遵守しなければならない。 ・1、3号認定子どもの総数が、当該特定地域型保育施設が定める利用定員を超えないようにする。 ・特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育事業の規定を適用する。 	従	国基準のとおり
特定利用地域型保育の基準	<p>特定地域型保育事業者が2号認定の子どもに特別利用地域型保育を提供する際の基準は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の条例で定める設備及び運営の基準を遵守しなければならない。 ・2、3号認定子どもの総数が、当該特定地域型保育施設が定める利用定員を超えないようにする。 ・特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育事業の規定を適用する。 	従	国基準のとおり

附則

項目	国の基準	区分	吉川市基準（案）
特定保育所に関する特例	<p>当分の間、特定保育所が特定教育・保育を提供する場合、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払いは受ける際には、市町村の同意を得ること。 ・特定保育所は、市町村から保育の委託を受けたときは、拒んではならない。 	従	国基準のとおり

施設型給付費等に関する経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設が1号認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合は、当分の間、当該特定教育・保育に係る利用者負担額及び特定教育・保育費用基準額を、子ども子育て支援法附則第9条第1項第1号及び第2号により定める額とする。 ・特定地域型保育事業者が1号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特定地域型保育に係る利用者負担額及び特定地域型保育費用基準額を、法附則第9条第1項第3号により定める額とする。 	従	国基準のとおり
利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型は、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人以上15人以下とする。	従	国基準のとおり
連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、「民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業」による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	従	国基準のとおり

支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準「骨子」案

新制度では、就学前の子ども一人一人につき「保育の必要性があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、原則、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は市町村に利用を申し込むこととなります。

【認定の区分】

年 齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・授業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所
2号認定（保育短時間）			
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所・地域型保育事業
3号認定（保育短時間）			

項 目	国の基準	吉川市基準（案）
保育を必要とする事由	<p>①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の勤務は除く）。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居または長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護）</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	国基準のとおり。
保育の必要量	<p>時間数の枠については、「保育標準時間」「保育短時間」の2区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育標準時間利用」の保育必要量としては、現行制度における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均275時間（212時間超・292時間以下）とする。 ・「保育短時間利用」の保育必要量としては、原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均200時間（212時間以下）とすることを基本とする。 	国基準のとおり

	<p>就労時間の下限については、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める。</p> <p>※現行、就労時間の下限を「1か月当たり48時間～64時間以上」以外に設定している市町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする。</p>	<p>就労時間の下限を月64時間以上（週4日1日4時間以上）に定めるものとし、これを下回る就労については、一時預かり事業等に対応するものとする。（現在、月80時間以上（週4日1日5時間以上）としている。）</p>
<p>優先利用</p>	<p>①ひとり親家庭</p> <p>②生活保護世帯</p> <p>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>⑤子どもが障害を有する場合</p> <p>⑥育児休業明け</p> <p>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>⑧小規模保育事業などの卒園児童</p> <p>⑨その他市町村が定める事由</p> <p>例）・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）の考慮</p> <p>・人材確保・育成や就業継続等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもの利用に際しての配慮</p> <p>・放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に際しての配慮</p>	<p>国基準のとおり</p>

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準「骨子」案

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供するものです。新制度では、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に変更となりました。

項目	国の基準	区分	吉川市基準（案）
設置者からの暴力団排除	・規定なし		暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、暴力団排除に関する規定を設ける。
従事する者（職員）	・放課後児童支援員 ※保育士、社会福祉士・教員の資格を有する者、2年以上児童福祉事業に従事した者、大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者等で、都道府県知事が行う研修を修了した者。	従	国基準のとおり
職員数	・職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。	従	国基準のとおり
児童の集団の規模	・1クラスの規模は、おおむね40人以下。	参	国基準のとおり
施設・設備	・児童1人当たりおおむね1.65㎡	参	国基準のとおり
開所日数・時間	・年間250日以上を原則とする。 ・平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。	従	国基準のとおり